

## <職員からの苦情相談>

人事委員会では、職員（離職した職員を含む。）から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を受け付けています。

### 相談の方法・流れ

相談は、電話、文書、面談でお受けしています。面談を希望する場合は事前にご連絡ください。苦情を申し出た職員に対し助言を行うほか、職員から希望があった場合には任命権者に相談内容の伝達を行うなどします。

### 相談できる職員

苦情相談制度の利用対象者は職員本人です。条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員も含まれます。特別職の職員や単純労務職員は対象外です。対象外の方は、その他の救済制度を各区人事担当にご確認ください。

### 相談できる内容

年次休暇を認めてくれない、辞職を強要されているといった勤務条件その他の人事管理に関する悩み事のほか、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・パワハラ等を受けているといった勤務環境に関する悩み事などの相談にも応じています（相談者本人に係るもの）。ただし、離職した職員については、離職又は再任用に関する相談に限ります。なお、以下の内容については、原則として相談をお受けできません。

#### 【苦情相談の対象外】

- 個人の私生活に起因するもの
- 他の職員の勤務条件に関するもの
- 職場内における不正行為を告発するもの
- 損害賠償や特定の職員からの謝罪を求めるもの
- 既に人事委員会に対して審査請求又は措置要求を行っている（係属中である）もの
- 任命権者の権限に基づき裁量で行う事項について、その行使を求めるもの  
（例：昇任・昇格に関する事項、制度改正の要求、他者に対する懲戒処分の要求等）

### 秘密の保持

苦情相談に係る事務に従事する職員は、苦情を申し出た職員の職及び氏名、苦情相談内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持することとされています。

### 不利益取り扱いの禁止

任命権者は、職員が、苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し苦情相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならないとされています。

#### 【相談窓口】

連絡先・受付時間等

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1

特別区人事委員会事務局 公平課

電話番号：03-5210-9797

月曜日から金曜日

午前 8 時 30 分～正午／午後 1 時～5 時